

丸亀市総合評価落札方式におけるマイナス評価の設定について

丸亀市総合評価落札方式において、令和元年 5 月 1 日
以降の入札告示分（指名通知分）から低入札価格調査
基準価格未満の応札者に対して、加算点から 15 点を減
点するマイナス評価を設定いたします。

【 設定理由 】

本市では、平成 30 年 10 月 1 日入札告示分から総合評価落札方式を適用する入札について、低入札価格調査制度を導入しておりますが、低価格での競争が常態化してしまうと価格競争力の低い事業者の経営基盤が著しく不安定となり、労務単価の低下や下請業者への悪影響などダンピング受注につながることで想定されることからマイナス評価を設定するものです。

本市の総合評価落札方式における評価値算出方法

評価値＝技術評価点（標準点 100 点+加算点）÷入札価格点（入札価格÷予定価格）

加算点＝

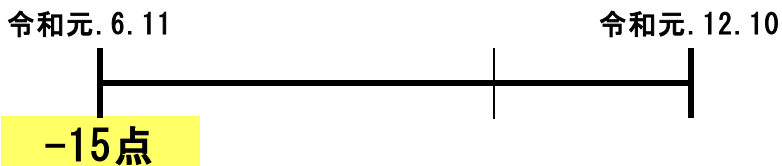
（得られた合計得点）÷（各タイプの配点の合計）×（各タイプの加算点の満点）

ただし、低入札価格調査基準価格未満で応札したものは、加算点から 15 点を減点するものとします。

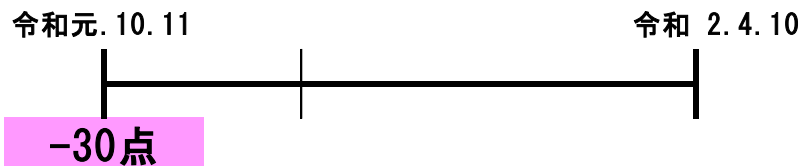
また、減点は、低入札価格調査基準価格未満で応札した回数により累積するものとし、本市発注工事で過去 6 ヶ月以内に低入札価格調査基準価格未満での応札実績があれば、15 点に低入札価格調査基準価格未満での応札回数を乗じた点数を減点します。

A工事・B工事ともに低入札価格調査基準価格未満の応札の場合（例）

A工事 令和元. 6. 10開札



B工事 令和元. 10. 10開札



※…低入札価格調査基準価格以上で応札した場合は、減点の対象とはなりません。